

(平成26年8月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

近畿（奈良）国民年金 事案 6767

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年9月まで

私は、昭和54年4月に、両親及び兄が先に転居していたA県B市に転居した際、住所異動手続と国民年金の加入手続を自身で行った。

その手続後、申立期間の国民年金保険料は、母が兄の保険料と一緒に納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金に係る加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和54年4月頃と推認でき、このことと申立内容とは符合する。

また、申立人は、申立人の母が申立人及びその兄の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間と同期間に係る申立人の母及び兄の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、国民年金の加入手続を行いながら、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から同年12月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から同年12月まで
② 昭和52年10月から54年3月まで
③ 昭和57年4月から同年6月まで

申立期間①について、私の国民年金の加入手続は父が行ってくれたが、国民年金保険料の納付については、当時、私が住み込みで勤務していたA県B市C区(現在は、B市D区)の事業所に集金人が来てくれた。昭和45年4月20日に当該集金人に44年4月から同年6月までの保険料を納付すると、同年7月から45年3月までの期間に係る納付書と国民年金手帳を渡された。申立期間①に係る保険料は、当該納付書を用いて、同年5月から同年7月までの間に郵便局で納付したと思う。

申立期間②の国民年金保険料の納付について、当時は、転居が続いた上、子供が小さく忙しい時期でもあったが、遅れがちとなりながらも、私がE県F市役所G出張所及び郵便局で納付書を用いて夫婦二人分の保険料を納付した。厳しい生活の中、やり繰りして頑張って納付してきたので、今でも思い出すと胸が詰まる。

申立期間③の国民年金保険料の納付について、当時はE県H市の実家に住んでいたが、昭和57年12月(住民票上の届出は、昭和58年1月)に同県I市(現在は、J市)に転居した後、しばらくしてから私が同市役所で納付した。当該期間については、直前の免除が承認されていた期間も納付書は送られてきていたので、少し無理をしても保険料は支払おうと頑張って納付した3か月であったにもかかわらず、どうして未納となっているのか理解できない。

国民年金保険料の領収書を部分的に処分してしまったことが悔やまれるが、国民年金手帳に検認印が確認できる昭和44年4月から同年6月までの

期間については、平成 19 年に社会保険事務所(当時)で記録を訂正してもらった。

申立期間①から③までについて、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、発行日が昭和 45 年 4 月 16 日と記載されていることなどから、国民年金の加入手続時期は同年 4 月頃と推認されることから、当該手帳の昭和 44 年度国民年金印紙検認記録のページを見ると、昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの欄に検認印は無いものの、当該欄の下の余白には当該期間に係る納付書の交付に関するメモ書きと推察される記載が確認できることから、申立人は、当時、申立期間①の未納を認識し、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な納付書を受け取っていたことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立期間①の直前の昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの期間は、平成 19 年 7 月 9 日に未納から納付済みに記録が訂正されていることが確認でき、当時の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる上、申立期間①は 6 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の申立期間①の保険料については、納付していたものとみるのが自然である。

申立期間③について、申立人は、「申立期間③の国民年金保険料は昭和 57 年 12 月に I 市に転居した後、しばらくしてから同市役所で納付した。」と陳述しているところ、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿には、H 市が発行したとみられる国民年金転出被保険者納付記録が添付されており、当該納付記録は、申立人が同市から交付を受け、I 市に提出したものとみられるところ、J 市は、「当該納付記録によると、申立人には昭和 57 年度に 3 か月間の未納があることが認識でき、I 市では、当該 3 か月分の保険料に係る納付書を発行することになると思われる。」旨回答していることから、申立人は、同市に転居した際に、申立期間③の保険料に係る納付書の交付を受けたものと考えられる。

また、申立期間③は 3 か月と短期間であり、申立人の申立内容に不自然さは見当たらない上、申立人の夫が亡くなった昭和 55 年以降は、申立期間③を除き未納期間は無く、平成 12 年 4 月からは付加保険料の納付を開始し、60 歳から 64 歳までの期間を任意加入して国民年金保険料を納付するなど、申立人の年金制度についての関心は高く、保険料納付意識についても高かったことがうかがわれることを踏まえると、申立人は、申立期間③の保険料について納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、「当時のことについて、具体的なことは覚えていない。」と陳述しており、申立期間②の保険料納付に係る具体的

な状況は不明である。

また、申立人は、「夫の国民年金保険料は私が自身の保険料と一緒に納付していた。」と陳述しているが、オンライン記録によると、申立人の夫も申立期間②は未納となっている上、申立人が所持する申立人の夫の国民年金手帳を見ても、申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人に係るF市の国民年金被保険者台帳の保険料納付状況欄を見ると、申立期間②は未納とされており、申立人に係る特殊台帳の記載と一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から同年12月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月5日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、会社の組織変更に伴い、A社から関連会社であるB社に転籍した時期であるが、転籍の前後を通じ、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元取締役及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社からB社に転籍した間も継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に、A社における被保険者資格を喪失し、次に、B社における被保険者資格を取得している者が申立人を含め45人確認できるところ、このうち、申立人及び複数の元同僚は、転籍の前後で仕事内容や給与形態等に変更は無く、申立期間前後の給与の手取り額に増減は無かった旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のB社における雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が、いずれも昭和43年11月5日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のA社に係る被保険者名簿における申立人の昭和43年10月1日の定時決定の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主からは回答が得られない上、同社は昭和63年に解散しているところ、同社の継承企業であるとするC社は、A社に係る資料が無く不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

会社の組織変更に伴う昭和55年2月1日付けの辞令により、A社D支店（厚生年金保険の適用事業所は、A社C支店）から同社本社に転勤したが、異動の前後も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（A社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が、「当社では、通常1日付けで異動を行うので、申立人のA社C支店における資格喪失日については、昭和55年2月1日とする届出を行うべきところ、誤って同年1月31日とする届出を行ったと考えられる。」旨回答しているところ、複数の元同僚が、「A社では、通常の異動は1日付けであるので、申立人が昭和55年2月1日に当社本社で被保険者資格を取得しているということであれば、同日が異動日ではないかと思う。」旨陳述していることから判断すると、昭和55年2月1日とすることが妥当で

ある。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和54年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、前述のとおり、「A社C支店が社会保険事務所に対し、申立人の資格喪失日を誤って届出したと考えられる。」旨回答している上、事業主が申立人の資格喪失日を昭和55年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月20日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年12月29日から31年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日に係る記録を同年1月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年4月20日から同年5月1日まで
② 昭和30年12月29日から31年1月5日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の被保険者記録が無いことが分かった。同社には、昭和22年8月25日から平成元年1月20日まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された人事記録並びに申立人の妻から提出された申立人の異動辞令書及び職歴書から判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務し（A社C出張所から同社本店に異動）、申

立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の辞令書の日付が昭和25年4月11日であり、前述の人事記録の職歴欄に「25. 4. 11 本店」と記されており、元同僚が、「発令は、事前に知らされなかったので、発令日に赴任することはできなかった。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人について、申立期間①の前後における資格取得日は、いずれも人事記録における発令日の3週間から4週間後となっていることから判断すると、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和25年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の資料を保管していないことから不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、前述の人事記録、B社の回答及び前述の職歴書から判断すると、申立人は、申立期間②において、A社に継続して勤務し（A社D支店から同社本店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚が、「A社では、年末年始の休暇を挟んで異動する場合、年明けに赴任するのが通例であった。」旨陳述していることから判断すると、昭和31年1月5日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和30年11月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の資料を保管していないことから不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月28日から16年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年12月に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を同年12月5日は42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月3日から15年12月28日まで
② 平成15年12月28日から16年1月1日まで
③ 平成15年12月

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が実際に支給された報酬額に比べて、低く記録されていることが分かった。また、同社からは平成15年12月末日までの雇用である旨の説明を受けていたが、申立期間②に係る被保険者記録及び申立期間③に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に係る給料支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間の記録をそれぞれ訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書、源泉徴収票及び元同僚の陳述から判断すると、申立人がA社において、平成15年12月31

日まで在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成15年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料等が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人から提出された給料支払明細書（平成15年冬月分）及び事業主の回答から、申立人は、その主張する標準賞与額（42万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、前述の事業主が、「毎年冬の賞与は、12月の第1金曜日だった。」旨回答していることから判断すると、平成15年12月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料等が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額

の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、前述の給料支払明細書を見ると、申立期間①のうち、平成11年6月から同年12月までに係る標準報酬月額の記録については、給与支給額合計に見合う標準報酬月額はオンライン記録と同額又は低額であり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、また、12年1月から15年11月までに係る標準報酬月額の記録については、給与支給額合計に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と同額又は低額となっていることが確認できることから、いずれの期間についても、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間⑤から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年8月10日は6万9,000円、18年8月10日は16万8,000円、同年12月8日は17万1,000円、19年4月10日は17万3,000円、同年8月10日は23万2,000円、同年12月10日は20万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年4月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年8月
⑥ 平成18年8月
⑦ 平成18年12月
⑧ 平成19年4月
⑨ 平成19年8月
⑩ 平成19年12月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑩までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤から⑩までについて、申立人から提出された総合口座通帳及びC銀行から提出された申立人に係る普通預金元帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成 18 年分の源泉徴収票、平成 18 年度及び 19 年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書並びに 20 年度に係る D 市 E 区の個人市・県民税照会回答書により、平成 17 年、18 年及び 19 年において、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑤から⑩までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑤から⑩までの標準賞与額については、前述の源泉徴収票等における社会保険料控除額並びに総合口座通帳及び普通預金元帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間⑤は 6 万 9,000 円、申立期間⑥は 16 万 8,000 円、申立期間⑦は 17 万 1,000 円、申立期間⑧は 17 万 3,000 円、申立期間⑨は 23 万 2,000 円、申立期間⑩は 20 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の総合口座通帳及び普通預金元帳により確認できる振込日の記録から、申立期間⑤は平成 17 年 8 月 10 日、申立期間⑥は 18 年 8 月 10 日、申立期間⑦は同年 12 月 8 日、申立期間⑧は 19 年 4 月 10 日、申立期間⑨は同年 8 月 10 日、申立期間⑩は同年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑤から⑩までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できることから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②について、A 社に照会したが回答が得られないことから、申立人の当該期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が当該賞与の振込先であったと陳述している C 銀行に照会したところ、同行は、「申立人に係る取引履歴は保存年限を経過しているため、廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給について確認することができない。

3 申立期間③及び④について、前述の総合口座通帳により、申立人に A 社か

ら当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、前述のとおり、A社に照会したが回答が得られないことから、申立人の申立期間③及び④に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間③及び④に係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額等が確認できる課税資料を、申立人の当該期間の住所地であるD市E区に請求したところ、同区は、「申立人の申立期間③及び④に係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14972

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 31 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元顧問税理士から提出された申立人に係る平成18年分給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿に記載された社会保険料等の控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月1日まで

私は、昭和41年4月にA社D店（以下「D店」という。）に入社し、46年10月まで勤務したが、D店から同社C支店（以下「C支店」という。）へ異動した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が2か月欠落している。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D店及びC支店の申立期間当時の給与・社会保険担当者の陳述並びに同時期に異動した同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年9月26日にD店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC支店における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、A社は法人事業所である上、前述のD店の担当者及び同僚の陳述により、当該期間に同支店は、5人以上の従業員を雇用していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は保険料を納付したか否かについて不明としているが、C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月1日まで

私は、昭和41年3月にA社D店（以下「D店」という。）に入社し、44年5月まで勤務したが、D店から同社C支店（以下「C支店」という。）に異動した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が2か月欠落している。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D店及びC支店の申立期間当時の給与・社会保険担当者の陳述、同時期に異動した同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年9月26日にD店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC支店における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、A社は法人事業所である上、前述のD店の担当者及び同僚の陳述により、当該期間に同支店は、5人以上の従業員を雇用していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事

業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は保険料を納付したか否かについて不明としているが、C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14975

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月21日から同年10月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間は、同社の本社からC事業所に異動したが、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年9月21日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和35年10月の社会保険出張所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料が無く不明と回答しているものの、同社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得日が昭和35年10月21日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社から支給された当該期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B県C市から提出された申立人に係る平成19年度給与支払報告書により確認できる社会保険料額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に係る社会保険料の合計額を上回っている。

さらに、同僚の申立期間に係る賃金台帳により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金通帳により確認できる賞与振込額及び平成19年度給与支払報告書から推認できる厚生年金保険料控除額から、45万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、A社に照会を行ったものの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 30 日

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内が届いたので私の年金記録を確認したところ、平成15年7月30日に支給された賞与の記録が無いことが判明した。

当該期間の賞与が振り込まれたことが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、A社の同僚は、所得税源泉徴収簿、預金通帳及び給与明細書により、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金通帳により確認できる賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、23万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主とは連絡を取ることが

できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 30 日

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが判明した。

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年冬季賞与台帳により、申立人は、申立期間において、12万円の賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、前述の賞与台帳によると、厚生年金保険料控除額（以下「保険料控除額」という。）は記載されていないものの、事業主は、「申立人の平成19年冬季の賞与に係る保険料の控除額は不明だが、保険料は控除していたと思う。」旨回答している。

さらに、同僚3人から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、同僚3人の賞与支払明細書により確認できる保険料控除額は、事業主から提出された平成19年12月分の賃金台帳により確認できる給与に係る保険料控除額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の同僚3人の賞与支払明細書並びに事業主から提出された平成19年12月分の賃金台帳及び賞与台帳により推認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により、申立期間当時、振替納付されていることが確認できる社会保険料額は、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 20 日は 35 万円、同年 12 月 12 日は 34 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

年金事務所の記録では、申立期間に A 社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された A 社に係る「2003 年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、35 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された A 社に係る「2003 年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 34 万 5,800 円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A 社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に、破産管財人から前述の明細書

の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の明細書の差引支給額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 20 日は 65 万 1,000 円、同年 12 月 12 日は 37 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

年金事務所の記録では、申立期間に A 社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された A 社に係る「2003 年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、65 万 1,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された A 社に係る「2003 年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 37 万 6,600 円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A 社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に、破産管財人から前述の明細書

の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の明細書の差引支給額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、37万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は24万円、同年12月12日は34万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成15年冬季賞与は34万5,800円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から前述の明

細書の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の明細書の差引支給額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間②の賞与が後で振り込まれた記憶が有る。」と陳述している。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のA社の社会保険事務担当者から提出された当該期間の賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）並びに複数の従業員が提出した当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、前述の事務担当者から提出された当該期間の賞与資料によると、申立人に対する賞与支給額及び厚生年金保険料控除額の記載が確認できるところ、当該期間に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から賞与明細書の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

しかしながら、破産管財人が保管していた資料により、複数の従業員については、A社が破産したことによって発生した申立期間②に係る賞与の労働債権が確認できるが、申立人については当該債権は確認できない上、申立人が同社において給与振込に利用していた銀行口座の取引履歴を見ても、破産管財人から当該時期の賞与に係る振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 20 日は 82 万円、同年 12 月 12 日は 74 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

年金事務所の記録では、申立期間に A 社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料(以下「賞与資料」という。)、複数の従業員が提出した当該期間に係る賞与明細書及び申立人から提出された当該期間の賞与額及び社会保険料控除額の記録から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料等において確認できる厚生年金保険料控除額から、82 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、前述の事務担当者から提出された賞与資料、複数の従業員が提出した当該期間に係る賞与明細書及び申立人が記録している当該期間の賞与額及び社会保険料控除額から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 74 万 2,000 円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業

主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の銀行口座の預金元帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の振込額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料等において確認できる厚生年金保険料控除額から、74万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 20 日は 85 万円、同年 12 月 12 日は 95 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

年金事務所の記録では、申立期間に A 社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたで、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料(以下「賞与資料」という。)、複数の従業員が提出した当該期間に係る賞与明細書及び申立人から提出された平成 15 年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料額から、85 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、前述の事務担当者から提出された賞与資料、複数の従業員が提出した当該期間に係る賞与明細書及び申立人から提出された前述の源泉徴収票から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 95 万 9,000 円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の銀行口座の預金元帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、上記振込額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料等において確認できる厚生年金保険料額から、95万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

平成3年4月から、20歳以上の大学生は国民年金に強制加入することになったので、母が当時、大学生であった私の国民年金の加入手続を行った。

私の就職が決まり、入社予定の会社から年金手帳を提出するように言われ、そのことを母に告げたところ、母は、加入手続後に納付していなかった私の申立期間の国民年金保険料について、平成3年の年末か4年1月頃に一括して納付したようである。

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を母に任せていたので、具体的なことは分からないが、申立期間の保険料については、母が納付してくれたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人が入社予定の会社から年金手帳の提出を求められたことから、申立期間の国民年金保険料を一括して納付し、その後に申立人に年金手帳を渡したと陳述しているところ、当該主張からすると、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び厚生年金保険の記号番号の双方が記されていることになる。

しかし、申立人が所持する年金手帳2冊について見ると、1冊には国民年金手帳記号番号のみが、また、別の1冊には申立人が平成4年4月1日に厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険の記号番号のみがそれぞれ記されており、このことと申立内容とは符合しない。

また、申立人の母は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、平成3年の年末又は4年1月頃と陳述しているところ、A県B市の平成3年度に係る国民年金収滞納一覧表には、申立人の申立期間について、保険料の未納

を示す記号「X」が記されており、申立期間の保険料が現年度納付された記録は見当たらない。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6770

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの期間及び同年10月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から45年3月まで
② 昭和45年10月から48年12月まで

申立期間①について、家業を手伝っていた昭和41年4月頃に、自宅に来た女性の集金人から私の国民年金への加入を勧められ、母がその場で加入手続を行ってくれた。加入後の国民年金保険料は、母が集金人に納付してくれていたと思う。また、44年7月に結婚してからは、はっきりした記憶は無いが、私か妻が保険料を納付していたと思うので、申立期間①は未納であるはずがない。

申立期間②については、昭和45年8月頃に、A県B市に転居した際、同市役所において転入手続と同時に夫婦二人の国民年金の手続も行ったと思う。その後の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を3か月分ずつ、市役所で納付してくれていたはずである。その妻は、当時の事情を覚えていないが、当時、自営業は順調に推移しており、経済的に困窮したことも全く無いことから、保険料を納付できないはずがない。

私の改製原附票を見ると、B市に「住所を定めた年月日」の記載が無く、年金記録の間違いは、恐らくこのことに起因している可能性があると思うので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳によると、発行日は同年3月18日と記されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続はこの頃に行われたと考えられ、このことと

41 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立てとは符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間①のうち、43 年 3 月以前の期間の国民年金保険料は、過年度保険料となることから、現年度保険料を取り扱う集金人に納付することができない。

また、前述の加入手続時点からみて、申立期間①のうち、昭和 43 年 4 月以降の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、当該期間当時の A 県 C 市における保険料の収納方法は印紙検認方式であるところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和 43 年度及び 44 年度の国民年金印紙検認記録欄は空欄で検認印が無く、当該年度の保険料が現年度納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B 市において、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、妻の国民年金手帳記号番号は、同市の後の住所地である A 県 D 市において昭和 51 年 3 月頃に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、妻は、当該払出時点前は国民年金に未加入であり、B 市において当該手帳記号番号により保険料を現年度納付することはできず、このことと申立てとは符合しない。

また、申立期間②当時、B 市における国民年金保険料の収納方法は印紙検認方式であるところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、同市に転居した年度とされる昭和 45 年度の国民年金印紙検認記録欄の 4 月から 9 月までには C 市 E 区の検認印が確認できるものの、10 月から 3 月までは検認印が無く、46 年度の同欄も空欄のままであり、保険料が納付された形跡はうかがえない。

さらに、改製原附票において、申立人が B 市に転入した日は不明であるものの、申立人に係る同市の国民年金被保険者台帳の検認済記録欄を見ると、申立期間②は未納を示す空欄であり、オンライン記録は当該記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6771

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年12月まで

私は、昭和45年8月頃に、A県B市役所で転入手続を行った際、夫婦二人の国民年金の手続も行ったと思う。同年10月以降の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を3か月分ずつ、同市役所で納付した。

私は、当時の事情を覚えていないが、夫の自営業は順調に推移しており、経済的に困窮したことも全く無く、申立期間の国民年金保険料を納付できないはずがない。

私たち夫婦の改製原附票を見ると、B市に「住所を定めた年月日」の記載が無く、年金記録の間違いは、恐らくこのことに起因している可能性があると思うので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がB市からA県C市に転居後の昭和51年3月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳を見ると、最初の住所欄には同市の住所が記載されている。また、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得の届出日は同年1月27日と記されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この日に行われたと考えられ、このことは45年8月頃にB市で国民年金の加入手続を行ったとする申立てと符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間のほとんどは時効のため国民年金保険料を納付できない期間である。

また、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫について、申立期間当時、B市における保険料の収納方法は印紙検認方式であるところ、所持する夫の国民年金手帳を見ると、同市へ転居したとされる昭和45年度の国民年

金印紙検認記録欄の4月から9月までにはA県D市E区の検認印が確認できるものの、10月から3月までは検認印が無く空欄であり、46年度と同欄も空欄とされていることから、昭和45年10月以降の保険料が納付された形跡はうかがえず、夫婦二人分をB市役所で納付したとする申立てと符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6772

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年9月まで

申立期間直前の2年間について、国民年金保険料が納付済みと記録されているが、私は、この頃に自身で保険料を納付した記憶は無く、当時、働いていた会社が厚生年金保険の適用を受けていなかったことから、会社の経理を担当していた事業主の妻が保険料を納付してくれていたのではないかと思う。

また、事業主の妻は、「国民年金は将来のために掛けないといけない。」と言っていたような記憶が有り、当時、会社の給料から寮費等が控除されていたので、申立期間の国民年金保険料についても給料から控除の上、事業主の妻が納付してくれていたはずである。

申立期間直前2年間の納付済記録については、私の正しい名前の読み方は「A姓 B名」であるが、「A姓 C名」の読み方で見付かったものであり、何度か社会保険事務所（当時）に出向き、私自身の記録として認めてもらえた。

申立期間について、私は、自身で国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付した記憶は無く、具体的なことは分からないが、記録が漏れていないか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によると、申立人は昭和43年9月にD県E市からF県G市に住所移転しており、また、申立人の陳述によると、申立人は両市において国民年金に係る住所変更手続を行った記憶が無いところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びE市の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれにも「不在被保険者」と記されていることから判断すると、申立人について、当該

転居に係る国民年金の住所変更手続が行われなかったため、E市を転出後は国民年金の被保険者として管理されていなかったことがうかがえる。

また、戸籍の附票によると、申立人は、昭和44年11月にG市からD県H市に住所移転していることから、当該住所移転時に同市において国民年金に係る住所変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられるところ、申立人は、同市において国民年金に係る住所変更手続及び保険料納付を行ったことはないとしている。

さらに、申立人は、「事業所がE市からH市に移転した後も、事業主の妻が国民年金保険料を納付してくれていると思う。」と陳述しているが、H市に移転後の当該事業所に申立人が再雇用された時期は不明であるところ、前述のとおり、申立人は、申立期間の当初にはG市に住所移転していることから、申立期間のうち少なくとも一部の期間は当該事業所に勤務していなかったと考えられ、申立人の当該期間に係る保険料について、事業主の妻が従前と同様に納付していたとは考え難い上、当該事業主の妻は既に亡くなっているため、当時の事情を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6773（兵庫国民年金事案 397、1118 及び 2816 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月頃から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月頃から50年10月まで

私は、昭和45年頃、3、4回にわたりA県B市役所へ行き、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について相談をした。申立期間当時、近所に居住し、夫が身の回りの世話をしていた夫の母親は、同年6月から国民年金保険料を納付しており、私もその頃から保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が昭和45年4月頃に国民年金の任意加入手続を行ったとしているところ、B市の国民年金手帳払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月1日に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳には、申立人が国民年金の任意加入被保険者になった日として同日が記載されていること、ii) 制度上、任意加入被保険者は加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することとなることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができないこと、iii) 当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、B市及び社会保険庁（当時）に現存する関連資料において不自然な記載等は認められないことなどから、既に年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）の決定に基づき、平成20年8月4日付け、21年7月6日付け及び23年11月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回までの審議結果について納得でき

ないとして、年金記録や調査に不備があることなどを質問事項等として取りまとめた書面を提出し、当該質問事項等について、原因や責任などを調査の上、結果について回答してほしいと要望しているが、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正に対する要否を審議する機関であり、記録誤りの原因追究及び責任追及並びに申立人の要望どおりの回答を行う機関ではない。

また、今回、申立人から提出のあった書面からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料の納付をうかがわせる新たな陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、再度、B市の国民年金手帳払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほかに兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6774

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの期間並びに50年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年3月まで
② 昭和50年10月及び同年11月

昭和44年7月に、私は、A県B市役所C支所へ行き、母が、同支所の窓口で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間①の国民年金保険料について、母は、B市D町の自宅に来ていた集金人に自身の保険料と一緒に納付していたが、私の納付書を用いて同市役所又はE銀行（現在は、F銀行）の窓口で納付したこともあったと言っている。

申立期間②の国民年金保険料について、私は、昭和50年12月に、A県G市H区役所I出張所の窓口において、B市J町からG市H区K町への転居に伴い国民年金の住所変更手続を行った際、職員から申立期間②については二重払いになるかもしれないと言われたが、当該職員に未納期間が生じないように納付したいと伝え、申立期間②に係る納付書を受け取り、同出張所内の金銭を取り扱う窓口で納付した。また、母も、私がG市へ転居するまではB市J町の自宅に送付のあった私の納付書を用いてB市役所又はL銀行（現在は、F銀行）の窓口で納付していたと言っていることから、当該期間の保険料については、私がG市において、母がB市においてそれぞれ納付しているはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和44年7月に、母が私の国民年金の

加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。」旨申し立てている。

しかしながら、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の作成日（昭和47年9月25日）及び申立人に係る国民年金手帳記号番号の直後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は、昭和47年8月から同年9月までの間に行われたことが推認でき、44年7月に加入手続を行ったとする申立人の主張とは符合しない。

また、申立人から提出された国民年金手帳、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号における最初の国民年金被保険者資格取得日は昭和47年3月1日であり、当該資格取得日前の被保険者記録は確認できないことから、申立期間①のうち、45年3月から47年2月までの期間については国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、前述の国民年金の加入手続時期からみて、申立期間①のうち、昭和47年3月の国民年金保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料納付を担っていたとする申立人の母親は、当該期間に係る保険料の督促及び過年度納付書の入手等について詳細な記憶は無いとしていることから、過年度納付について具体的な状況を確認することはできない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の母親は、当該期間の国民年金保険料について、「息子（申立人）がG市へ転居するまでは、私が、B市J町の自宅に送付のあった息子の納付書を用いてB市役所又はL銀行の窓口で納付していた。」旨主張しているが、申立人が転居した当時の保険料納付については納付時期等の詳細な記憶は無いとしており、申立人の母親から当該期間の保険料納付について具体的な状況を確認することができない。

また、申立人は、「F市G区役所I出張所の窓口で国民年金の住所変更手続を行った際、職員から申立期間②に係る納付書を受け取り、同出張所内の金銭を取り扱う窓口で納付した。」旨主張しているが、申立人に係る同市の昭和50年度の国民年金収滞納一覧表によると、当該期間に係る賦課状況欄は空白となっており、同市は、「当市の申立人に係る昭和50年度の国民年金収滞納一覧表によると、当市として申立人に国民年金保険料を請求（賦課）したのは、当市に転入した昭和50年12月以降の期間についてであることが

うかがえる。」旨回答していることから、申立人に対して同市の申立期間②に係る現年度納付書が発行されたことをうかがわせる事情を確認することはできない上、同市は、「通常、転入した被保険者については、転入手続と同時に納付書の発行は行っていなかった。」旨回答していることから、住所変更手続を行った際に納付書を受け取ったとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、「申立期間②の国民年金保険料については、G市H区役所I出張所の職員から二重払いになるかもしれないと聞いており、私がG市において、母がB市においてそれぞれ納付しているはずである。」旨主張しているが、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表、G市の国民年金被保険者名簿及び国民年金収滞納一覧表並びに特殊台帳からは、当該期間に係る保険料納付を示す記載は確認できず、申立人の主張どおりに納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立人及びその母親から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年3月まで

私が昭和62年9月にA社を退職後、妻が私の年金の確認のためB社会保険事務所（当時）に出向いた際、窓口担当者から、「年金受給権を確保するためには、25年以上の年金の納付が必要であり、納付が困難なときは国民年金保険料の免除申請を行うように。」と指導を受けた。妻は以前から国民年金に加入していたため、その場において、妻が私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の免除申請手続を行った。

その後平成10年度までは、妻が、毎年、夫婦の国民年金保険料の免除申請手続を行ってくれていたはずであり、申立期間前後は夫婦共に申請免除期間となっている上、申立期間に係る国民年金保険料免除申請却下通知書をもらった記憶も無いことから、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含む昭和62年10月から平成11年3月までの国民年金保険料については、妻が毎年夫婦の免除申請手続を行っており、その間、収入に大幅な増加の記憶は無い。」と主張しているが、申立人の妻は、「申立期間当時の収入を確認できる資料等は保管していないため、当時、確定申告等の税務関係処理を依頼していたC税理士事務所（当時は、D会計事務所）に、当該資料等の保管状況を確認したが、20年以上前のものは残っていないとの回答だった。」と陳述しており、申立人夫婦の申立期間当時の収入について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続が行われた形跡は見当たらないほか、夫婦共に平成5年9月8日に過年度納付

書が発行されていることが確認できるところ、平成4年度は申請免除期間であり、当該納付書は3年度の一部に係る過年度納付書であると考えられることから、申立期間のうち、同年度の保険料については申請免除期間とされていなかったことがうかがえるなど、申立期間について前後の期間と同様に免除申請手続が行われていたとまで推認することはできない。

さらに、国民年金保険料の免除申請手続は年度ごとに行う必要があり、申立期間の保険料が全て免除されるためには、免除申請手続を2回行う必要があることから、行政側が夫婦共に連続して事務処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行い、承認されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年3月まで

夫が昭和62年9月にA社を退職後、私が夫の年金の確認のためB社会保険事務所（当時）に出向いた際、窓口担当者から、「年金受給権を確保するためには、25年以上の年金の納付が必要であり、納付が困難なときは国民年金保険料の免除申請を行うように。」と指導を受けた。私は以前から国民年金に加入していたため、その場において、私が夫の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の免除申請手続を行った。

その後平成10年度までは、私が、毎年、夫婦の国民年金保険料の免除申請手続を行ったはずであり、申立期間前後は夫婦共に申請免除期間となっている上、申立期間に係る国民年金保険料免除申請却下通知書をもらった記憶も無いことから、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含む昭和62年10月から平成11年3月までの国民年金保険料については、私が毎年夫婦の免除申請手続を行っており、その間、収入の大幅な増加の記憶は無い。」と主張しているが、申立人は、「申立期間当時の収入を確認できる資料等は保管していないため、当時、確定申告等の税務関係処理を依頼していたC税理士事務所（当時は、D会計事務所）に、当該資料等の保管状況を確認したが、20年以上前のものは残っていないとの回答だった。」と陳述しており、申立人夫婦の申立期間当時の収入について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続が行われた形跡は見当たらないほか、夫婦共に平成5年9月8日に過年度納付書が発行されていることが確認できることから、平成4年度は申請免除期間であ

り、当該納付書は3年度の一部に係る過年度納付書であると考えられることから、申立期間のうち、同年度の保険料については申請免除期間とされていなかったことがうかがえるなど、申立期間について前後の期間と同様に免除申請手続が行われていたとまで推認することはできない。

さらに、国民年金保険料の免除申請手続は年度ごとに行う必要があり、申立期間の保険料が全て免除されるためには、免除申請手続を2回行う必要があることから、行政側が夫婦共に連続して事務処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を行い、承認されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6777

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年12月まで

私は、国民年金に加入する少し前、当時勤務していた叔父の会社に来ていた集金人から、「遡って未納の国民年金保険料を一括納付することができる。」と説明を受けたことから、叔父、叔母及び母親に相談し、私が昭和50年12月頃に国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。

申立期間の国民年金保険料について、納付した金額は覚えていないが、集金人に一括納付した記憶が有るので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月22日にA県B市において払い出されており、同年12月6日に申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿が作成されていることが確認できることを踏まえると、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、申立期間のうち、48年1月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付、同年4月から同年12月までの保険料を現年度納付することが可能である上、当該加入手続時点は第2回特例納付制度が実施されていた期間（昭和49年1月から50年12月まで）であり、44年4月から47年12月までの保険料についても、特例納付することが可能である。

しかしながら、申立人は、「集金人を通じて申立期間の国民年金保険料を一括納付した。」旨主張しているが、B市は、集金人が国庫金となる特例納付及び過年度納付となる保険料を集金することはなかったとしており、申立人の主張とは符合しない。

また、前述のとおり、申立期間は、特例納付、過年度納付及び現年度納付に

より納付する期間に区分され、特例納付及び過年度納付は国庫金の納付書により、現年度納付は市の発行する納付書により納付することとなり、保険料納付に当たっては少なくとも様式が異なる2種類の納付書が発行されることとなるが、申立人は、「納付書の交付、一括納付した金額及び領収証を受け取ったか否かについて、はっきりとは覚えていない。」旨陳述しているなど、申立期間の保険料納付についての具体的な状況は不明である上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納・収滞納一覧表によると、検認記録欄及び収納月日欄には、申立期間に係る現年度納付を示す記載が無く、いずれも未納とされていることが確認できる。

さらに、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であり、B市は、当時の広報誌により、年金の受給権確保の観点から納付勧奨を行っていた形跡が確認できるが、申立人の場合、国民年金加入手続時は26歳であり、当該加入手続以降、納付を継続すれば60歳到達時に受給権を確保するには十分な期間があったことから、遡って特例納付を行う必要性は低かったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月頃から27年10月1日まで

船員保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社（後に、事業所名称をB社に変更）が所有する船舶に乗船した期間のうち、C船に乗船した申立期間に係る被保険者記録が無いと回答を受けた。

申立期間は、B社が所有するD業務船に乗り換えるまで、C船にE職として乗船していた期間であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社が所有するC船に乗船し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に船員保険の船舶所有者及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和49年に解散している上、元事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における乗船状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者のうち、C船に乗船したことが有るとする者を含む複数者から回答を得たものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人が申立期間において、船員保険被保険者として給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、C船の船長及び機関長の氏名を記憶していない上、申立人が同船と一緒に乗船していたとする同僚について、その氏名は前述の被保険者名簿に見当たらず、これらの者から、申立人の申立期間における乗船状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人及び前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できる元船員は、「C船は総トン数が20トンから30トン程度の船であった。」旨陳述しているところ、船員保険法において、20トン以上の船に乗船する者が船員保険の適用を受けることとなったのは昭和38年4月1日以降であり、申立期間において、C船は、船員保険の適用対象とされなかった期間であったと考えられる。

また、前述の元船員は、「A社及びB社における乗船履歴について、私の船員手帳には、C船を含む小型船に係る乗船記録が記載されていないので、当該小型船に乗船した期間は、船員保険に加入していなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 3 月 30 日から同年 4 月 11 日まで
② 平成 19 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 平成 20 年 2 月 1 日から同年 4 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③に係る被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①は、A社においてB職として、申立期間②は、C社D店においてE職として、申立期間③は、F社においてそれぞれ勤務した。申立期間①、②及び③について、それぞれ厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及びA社の回答から、申立人が、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成9年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなって以降、11年10月1日に、改めて、厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、A社は、「申立期間①当時の関係資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除の有無を確認できる資料は無いが、当社が平成9年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった際、従業員に対して、各自で健康保険と国民年金の手続を行うように説明した。改めて、厚生年金保険の適用事業所となった11年10月1日までの期間においては、申立人を含む従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「C社には、D店のオープニングスタッ

フとして、平成19年2月1日に採用され、同年3月31日まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と申し立てている。

しかしながら、申立人が主張するD店のオープン時期について、現在、G店の運営会社であるH社は、「G店に係る過去の契約資料によると、当時、同店のテナントであったC社にフロアーを引き渡した日は平成19年9月28日、また、同社のフロアーが新規オープンした日は同年10月4日である。」旨回答しており、当該回答内容と申立人の主張は異なっているところ、C社から事業を譲り受けたI社から提出された申立人に係る人事記録及び出勤表を見ると、申立人は、平成19年10月2日から同年10月8日までの期間において、C社に勤務していたことが記されており、当該期間以外の期間において、申立人が勤務していた記録は確認できない。

また、I社は、「申立人に係る人事記録及び出勤表を見ると、日々、勤務時間数が記入されていることから、申立人は、社会保険に非加入扱いとなる時間給計算のパート勤務者であるので、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「F社には、平成20年2月1日から同年4月21日まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と申し立てている。

しかしながら、F社から提出されたハローワークJ発行の平成20年2月20日付けの申立人に係る紹介状には、採用として、雇用年月日が同年2月22日からと記されているところ、同社から提出された出勤表を見ると、申立人の出勤日数は、同年2月22日から同年2月26日のうち4日間のみであり、当該4日間以外に勤務していた記録は見当たらない上、複数の元同僚は、「正確な時期については覚えていないが、申立人は3日間か4日間という非常に短期間で辞めてしまったことを覚えている。」旨陳述している。

また、F社は、「申立人は、当社において、4日間のみ勤務した。勤務期間が非常に短かったため、社会保険の加入手続は行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しており、同社から提出された平成20年3月分の給料台帳の申立人に係る給与欄を見ると、厚生年金保険料が記入されておらず、所得税額を控除した後の差引支給額が記されているところ、申立人から提出された預金通帳の写しに記帳されている同社からの給与振込額は、当該差引支給額と一致している。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 12 日から 47 年 2 月 1 日まで
A社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を請求したことや受給した記憶も無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 47 年 6 月 30 日に支給決定されている上、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、脱退手当金の支給日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14988（大阪厚生年金事案 13369 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月頃から22年3月5日まで

A社（現在は、B社）には、申立期間当時、厚生年金保険に加入していない臨時雇いの従業員がいたが、私は、既に正社員として勤務していた者の紹介で、正社員として入社し、厚生年金保険にも勤務当初から加入しているはずである。にもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらないことから、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回の申立てに当たり、私は、A社を退社する際に、同社からカードぐらいの大きさの厚生年金保険被保険者証を渡され、C社（現在は、D社）に入社する際に提出したことを覚えていることから、同社に問い合わせたところ、D社の担当者から、私の事務処理データは継続扱いとなっているとの説明があった。このことから、申立期間は、A社において厚生年金保険に加入していたことが分かるはずである。

当該担当者の説明を、新たな事情として提出するので、再度調査、審議の上、記録を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社から提出された辞令発令原簿等により、期間は特定できないものの、申立人が当該期間当時にA社で勤務していたことが認められるものの、i) 申立人は、自身を同社に紹介したとする同僚の名前を挙げ、当該同僚とは同じ業務に従事していたと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、申立期間の終期に近い昭和22年2月1日に被保険者資格を取得していること、ii) 申立人は、当該同僚のほかにも、同じ業務に従事していたとする同僚4人の名前

を挙げているが、上記被保険者名簿を見ても、当該4人の被保険者記録は確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえること、iii) B社は、「辞令発令原簿のほかには申立期間当時の資料が残っていないため、保険料控除の状況は不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主は所在が明らかでなく、申立人が当該期間同時に社会保険事務を担当していたとする者も、当該期間当時のことは覚えていないと回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除等の状況について確認できないこと、iv) 上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られないことなどから、大阪委員会の決定に基づき、平成24年7月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな事情として、「私は、A社の直後にC社に勤務したが、同社の合併先であるD社の担当者から、私の事務処理データは継続扱いとなっているとの説明があったことから、A社において厚生年金保険に加入していたことが分かるはずである。」旨主張しているが、当該担当者は、「申立人が当社の前に他社で厚生年金保険に加入していたか否かを確認できる資料は無い。」と陳述している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票において、最初の資格取得年月日は昭和22年3月5日と記載されており、申立人のC社の資格取得年月日と一致していることから、申立人は、同社の資格取得時に新規に厚生年金保険被保険者記号番号を払い出されたことが確認できる。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 19 年 7 月 10 日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に照会したが回答は無いことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間の賞与について、「手渡しにより支給されたと思う。」と陳述しているところ、A社の複数の元同僚は、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しがあり、手渡しで支給された賞与は端数の無い万単位の額であった。賞与から厚生年金保険料が控除されていれば、支給額も端数が発生するはずであることから、手渡しの場合、保険料が控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、申立人が給与振込に利用していたB銀行から提出された申立人に係る預金取引明細兼残高表及び普通預金元帳により、申立期間の賞与振込記録は確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 23 日から 38 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社（現在は、D社）にそれぞれ正社員として勤務し、いずれの期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和 37 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①に被保険者記録が確認でき、所在が判明した5人に照会したところ、回答があった3人とも、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 6 月 9 日から同保険の適用事業所でなくなった 37 年 12 月 31 日までの期間において、申立人

の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「B社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険事業所記号番号簿において、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について陳述を得ることができない。

申立期間③について、申立人は、「C社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、D社は、「当時の事業主は死亡している上、資料も保存していないため、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している。

また、C社に係る被保険者名簿において、被保険者記録が確認でき、所在が判明した22人に照会したところ、回答があった16人とも、「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、C社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月
年金事務所からの連絡により、申立期間にA社から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。
賞与が支給されたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与が支給されたと主張している。
しかしながら、A社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る賞与支給の状況については不明である。」と回答している。
また、A社は、「賞与は、金融機関口座への振込みの場合と現金で手渡す場合があった。」としている一方、申立人は、申立期間に係る賞与は金融機関口座への振込みであったとしているところ、申立人が賞与の振込先であったとするB銀行から提出された申立人に係る「C預払状況調書」において、申立期間の賞与と見られる金額の入金を確認できない。
さらに、職種は異なるものの、同僚二人については、提出した賞与明細書等により、申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人と同じく、A社において申立期間に標準賞与額の記録が無い一方、平成 17 年 8 月 31 日又は 18 年 8 月 10 日に標準賞与額の記録が有る 31 人（前述の同僚 2 人を除く。）のうち、連絡先の判明した 30 人に照会したところ、回答を得られた 10 人のうち 3 人は、「平成 17 年 12 月は賞与が支給されなかった。」と陳述している。

加えて、別の二人は、「業績不振のため、私の勤務期間中に 1 回だけ賞与が支給されないことがあった。」としているところ、これらの者のA社における厚生年金保険被保険者記録を見ると、同社の賞与支給時期である夏及び冬のう

ち、標準賞与額が記録されていないのは、平成17年12月のみ（それぞれ入社直後及び取締役就任後を除く。）であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私の記録を確認したところ、当該期間にA社から支給された賞与の記録が無いことが分かった。平成 15 年分の確定申告書を提出するので、調査の上、申立期間の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 15 年においては、正確な時期は覚えていないが、現金手渡しで約 100 万円の賞与が支給された記憶が有る。」と主張している。

しかしながら、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料には、当該期間に係る賞与について、同社からの賞与の支払対象者の氏名、賞与額及び厚生年金保険料控除額等が記載されているが、申立人の氏名は確認できない。

また、申立人から提出された平成 15 年分の所得税の確定申告書によると、記載された社会保険料控除額は、申立人に係るオンライン記録で確認できる各月の標準報酬月額を基に算出した同年の社会保険料額と一致していることから、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。